

通 関 業 許 可 証

住 所 東京都千代田区麴町二丁目6番7号STARBUILDING3階

名 称 株式会社スター・コンコルド・ロジスティクス
代表取締役 フィリップ・リン

令和2年9月9日付で申請のあった通関業は、下記のとおり許可します。

記

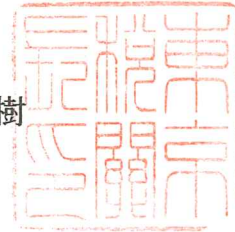
1 通関業を行うことができる営業所の名称及び所在地

主たる営業所 東京本店
東京都千代田区麴町二丁目6番7号
STARBUILDING3階

2 条件 なし

令和2年9月28日

東京税関長 榎 本 直 樹



(注) (1) 法第34条第1項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付することがあります。

(2) この許可に付された条件の変更を求める場合は、許可等条件変更申請書（税関様式B第1010号）を主たる営業所の所在地を管轄する税関長に提出してください。